平成２４年（フ）第１２７２号
埼玉県上尾市大字小敷谷948番地９
破産者　星　　遵
１　決定年月日　平成24年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３１７号
大阪府門真市宮野町13番８―203号
破産者　寺西　信一
１　決定年月日　平成24年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１８４号
大阪市住之江区南加賀屋４丁目２番３号
破産者　才田賢太郎
１　決定年月日　平成24年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７２４号
大阪市港区八幡屋３丁目10番４―226号
破産者　後藤　義文
１　決定年月日　平成24年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３００６号
大阪府寝屋川市上神田２丁目14番１号
破産者　木村　義治
１　決定年月日　平成24年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１１４号
大阪府東大阪市花園本町２丁目11番37号　グレースマンション406号、前住所大阪府東大阪市花園西町１丁目２番20―201号
破産者　水落　陵策
１　決定年月日　平成24年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５４２号
大阪市淀川区十八条２丁目４番14号
破産者　明石　　章
１　決定年月日　平成24年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７５０号
大阪府高槻市南庄所町４番18―402号
破産者　東　　春彦
１　決定年月日　平成24年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８１４号
大阪市大正区平尾１丁目９番27―102号
破産者　本間　俊行
１　決定年月日　平成24年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２２０号
大阪府寝屋川市高柳６丁目15―16　長岡淑子方、申立時の住所大阪府寝屋川市対馬江西町６番１号
破産者　長岡　敏征
１　決定年月日　平成24年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５３７号
兵庫県川西市矢問１丁目17番17号
破産者　相良　忠征
１　決定年月日　平成24年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５５９号
大阪市旭区生江１丁目８番２―201号
破産者　馬籠　昭一
１　決定年月日　平成24年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８０４号
大阪市東淀川区東中島４丁目１番15号　久保田マンション309号
破産者　三木屋こと　三木　　功
１　決定年月日　平成24年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８１１号
大阪府枚方市香里ケ丘３丁目９番地の４　12―401
破産者　猪股千鶴子
１　決定年月日　平成24年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８６５号
大阪府吹田市長野東12番６―105号
破産者　園田千栄美
１　決定年月日　平成24年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０５１号
大阪府東大阪市布市町１丁目５番４号
破産者　有井　照子
１　決定年月日　平成24年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１０７号
大阪府茨木市南春日丘１丁目16番13号
破産者　渡邉　信正
１　決定年月日　平成24年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１０８号
大阪府茨木市南春日丘１丁目16番13号
破産者　渡邉滿智代
１　決定年月日　平成24年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３５３号
堺市美原区菩提18番地11
破産者　岸田　忠雄
１　決定年月日　平成24年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５９７号
大阪府羽曳野市恵我之荘６丁目９番７号
破産者　大谷　孝一
１　決定年月日　平成24年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係